

平成20年度予算の編成等に関する 建議のポイント

財政制度等審議会（平成19年11月19日）

総 論

1. 財政健全化の必要性

- 我が国財政は、主要先進国の中で突出して最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況。債務残高が膨大となっている現状では金利上昇等に脆弱な体質。また、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大等の難題にも直面。
【2007年度末 国・地方合計の長期債務残高：773兆円（対GDP比148%）】

- 更なる少子高齢化が進展する中で将来世代への負担の先送りとならないようにするとともに、金利の急激な上昇等を通じて国民経済に悪影響を及ぼさない財政運営を行う必要。大胆な財政構造改革の断行に待ったなしで取り組むべき。
- 当審議会の起草検討委員が、EU委員会と同様の推計手法を用い、中長期的な観点から、我が国財政の持続可能性について分析。分析結果によると、我が国財政の持続可能性を維持するためには、なお一層の収支改善努力を早期に行う必要。

【分析結果】

- ・ 現在の歳出・歳入構造を放置すれば、2050年度には、国・地方合計のプライマリー・バランスは対GDP比▲4.5%程度まで悪化（2007年度：▲0.9%）、公債等残高は対GDP比399%程度にまで達する見込み（2007年度末：142%）。
- ・ 2050年度の公債等残高対GDP比を一定の水準まで引き下げるためには、「基本方針2006」における最大規模の歳出削減（14.3兆円）を行うこと等により、2011年度にプライマリー・バランスが黒字化した場合においても、なお国・地方合計で相当程度の収支改善が必要。その収支改善の取組の実施が遅れば遅れるほど、追加的な収支改善幅（遅延コスト）が必要。

2. 財政健全化の基本的考え方

- 2011年度までにプライマリー・バランスを黒字化するとの目標の達成については、とても楽観はできない状況。したがって、「基本方針2006」等において示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施する必要。
- さらに、2010年代半ばに向け債務残高対GDP比を安定的に引き下げること確保する必要。その際、利払費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさない財政構造にしていくよう検討を行うべき。
- 財政健全化に向け、歳出面では、引き続き歳出改革を徹底し、一層の削減努力を行い、歳入面では、国民共通の課題として、本格的な議論を進め、消費税を含む抜本的な税制改革を実現させるべく取り組んでいく必要があると思料。

3. 歳出改革に向けた基本的考え方

- 平成20年度予算は、「基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算。財政健全化目標の確実な達成に向け、歳出圧力の高まっている社会保障、地方財政を始めとして、最大限の削減を行うべき。
- このため、歳出の内容全般を徹底して見直す必要。決してばらまきによることなく、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、メリハリの効いた予算編成とすべき。

1. 社会保障

- ・ 社会保障制度が経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、今後とも給付と負担の見直しに取り組む必要。
特に、将来世代の負担増の抑制や世代間の公平の確保を図るため、給付の抑制に加え、負担の先送りを早急に止める必要。
- ・ 医療については、国民負担の軽減や公平の観点から、診療報酬・薬価等の見直し、後発医薬品の使用促進、被用者保険間の財政調整をはじめ、聖域を設けることなく改革に取り組む必要。
- ・ 年金については、基礎年金国庫負担割合の引上げに当たっては、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、具体的な安定財源(税財源)の確保が不可欠。
- ・ 少子化対策については、仕事と家庭の両立支援など真に効果的なものに重点化。財源の手当なく安易に財政支出を拡大することは厳に慎むべき。

2. 地方財政

- ・ 平成20年度予算でも「基本方針2006」に則って最大限の削減を行い、地方歳出を厳しく抑制していく必要。
- ・ 三位一体改革以降、地方税と地方交付税をあわせた一般財源総額は増加。「地方の窮状」は地方税等の一般財源の地域間格差の問題。
- ・ 地方法人二税の分割基準は企業活動の構造変化に十分対応できていない。地方法人二税を地方の共同財源として再配分するなどにより、経済規模と税収ができるだけ乖離しない仕組みとすべき。
- ・ 消費税は世代間の公平を確保しつつ社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要。地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討すべきでない。

3. 公務員人件費

- ・ 極めて深刻な財政事情の下、歳出・歳入一体改革に取り組むため、まず政府自らが公務員人件費の改革を実行することが不可欠であり、国・地方を通じ、これまでの改革を緩めることがあってはならない。
- ・ 国家公務員の定員について、5年間で5.7%の純減目標に向けて、所要の純減を確保する必要。
- ・ 給与について、本年は人事院勧告の実施を10年ぶりに一部見送り。人事院に対しては、民間給与をより一層反映するための更なる方策について検討を行うよう要請。
- ・ 職責、学歴、年齢構成に加え級別職員構成を勘案して比較した場合、地方公務員の人件費は国家公務員よりも高額。給与水準のみならず級別職員構成の歪みを是正し、地方の人件費総額を適正化すべき。
- ・ 国家公務員や民間企業と比べて極めて高い技能労務職の給与について、地域の民間給与を適切に反映し、地方財政計画のみならず実際の支給額も引き下げるべき。

4. 公共事業

- ・ 一層の重点化・効率化により、削減目標を達成。
- ・ 入札改革、コスト削減により、公共事業に対する信頼性の確保・効率化の徹底。
- ・ 道路特定財源については、税率の維持が不可欠であり、年度末までに「道路特定財源の見直しに関する具体策」に沿った改革を確実に実現すべき。

5. 国土交通

- ・ 海上保安庁の船艇・航空機の整備に当たり、コスト低減の徹底、真に必要な性の高いものに絞り込むべき。

6. 環境

- ・ 京都議定書の目標達成に向けては、規制、経済的手法、自主的取組等を基本にすえた効果的な政策手段が用いられるべき。

7. 文教・科学技術

- ・ 義務教育に係る教職員定数の削減目標の達成、教員給与の優遇分の見直し、国立大学法人運営費交付金・私学助成の削減、奨学金事業の回収強化・上限金利の見直しが必要。
- ・ 科学技術予算については量的拡大より成果の実現を重視すべき。投資効果の国民への説明、不正対策の実効性検証、独法の効率化等が必要。

8. 防衛

- ・ 装備品調達競争性の確保、具体的なコスト削減達成目標の設定、ライフサイクルコストの検証。
- ・ 米軍駐留経費負担の見直し及び人件費改革（自衛官の実員の純減など）。

9. 政府開発援助（ODA）等

- ・ 円借款の活用等によりODA事業量は確保しつつ、予算については引き続き削減。ODA事業の効率性、透明性の確保が必要。
- ・ 外務省の大幅な定員増、新規在外公館の要求について厳格に対応。既存公館の整理合理化・コンパクト化等を促進。

10. 農林水産

- ・ 品目横断的経営安定対策等の農政改革において、支援対象の重点化・集中化の基本的な方向性を堅持すべき。
- ・ 農地制度改革において、農地の面的集積、多様な主体による農業への参入を促進すべき。

11. エネルギー対策

- ・ 特別会計の歳出水準を厳しく見直し、原則、歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとすべく、改革に早急に取り組むべき。
- ・ エネルギー需給の逼迫や地球温暖化対策など様々な政策課題に対応するためにも、従来にも増して徹底した予算のメリハリ付けが不可欠。

12. 中小企業対策

- ・ 信用保険制度は、責任共有制度の実施、定着とともに、収支改善に向けた一層の取組など、幅広く検討すべき。
- ・ 委託費・補助金等の政策的経費は、施策を不断に見直す必要。

13. 治安

- ・ 捜査、矯正、保護の各段階を通じた切れ目ない対策による効率のかつ効果的な治安体制作り。
- ・ 就労支援の拡充等を通じた再犯防止への取組。